

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<p>保育理念の3項目「すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める」「すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する」「保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する」が保育所のしおりや市の保育実施要領などに明示され、保育の基本方針5項目「生きる力」「健全な心身の発達」「豊かな人間性」「保護者支援」「地域における子育て支援」も明文化されている。また、保育目標の「心身共に健康な子」「自分を大切に友達も大切にできる子」「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」「何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子」「自己表現のできる子」が定められ、理念・方針などに基づき保育目標3項目「友だちと仲良く遊ぶ」「自分と友だちを大切に」「思っていることが言え、相手の話が聞ける」を掲げて伝えている。年度初めの職員会議では理念などの確認を行い、事務室や各保育室に掲示して日常保育の際にも適宜意識できるよう配慮している。保護者に向けては、入所説明会や年度初めのクラス懇談会などで説明し周知している。利用者調査結果では保育目標などを「あまり知らない」との回答もあることから、さらに保護者に向けて、目標と活動のつながりなどを丁寧に伝えていく工夫や配慮にも期待したい。</p>

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	<p>市から提供される文書類は職員に回覧するとともに、事務室で整理し保管している。社会福祉事業全体の動向や子育て制度に関する改正などの最新情報は、定例の所長会・所長連絡会、社会福祉に関する冊子や専門誌、新聞記事、インターネットなどから把握し、関連する資料は事務室にて保管して、全職員が必要に応じて適宜見られるよう配慮している。子育て支援事業「保育所であそぼう」「園庭開放」などを通して情報などを把握したり、近隣居住者の夏祭り・運動会などの行事への参加を促し交流につなげ、子育てニーズの把握にも努めている。また、近隣小学校との交流や公立保育所とのリズム交流などを通して、地域の保育意向などの情報を確認している。保護者会との意見交換や保育参加の感想などから、課題点などの把握に努め、公開保育時や見学時には子育て相談などにも応じている。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	<p>園に寄せられた要望やアンケート結果などをもとに、保育活動や施設の改修などに反映して改善につなげるよう取り組んでいる。要望や意見などは前年度の引き継ぎ事項と合わせて職員間で検討・協議し、取り組めるところから事業計画や行事の内容などに反映させ、子どもたちの楽しい保育所での生活やさらなる成長に向けた様々な工夫や配慮などに活かしている。保育の質向上に向けては、職員会議での情報共有と理解促進などに努め、自主研修や各種研修の充実を図り、一人ひとりの職員の良さを活かして、保育活動や地域連携・交流などに取り組んでおり、保護者のニーズに応えられるよう努めている。今年度は耐震補強工事による引越しやプール工事があり、安全などへの様々な配慮や工夫が行われ、一層職員間での連携・保護者との協力関係が強まっている。</p>

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	b	<p>市の子育て支援に関する平成31年度までの5カ年の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、5つの基本目標「就学前の親子への支援の充実」「子どもの笑顔を育む環境づくり」「様々な支援が必要な子どもや家庭への支援」「子育てを応援する環境づくり」が掲げられ、目標の達成に向けて各種の事業が進められている。保育所に関連する主な事業としては、食育の充実、第三者評価事業などの取り組みが明示され、保育活動などに展開されている。保育所建物の耐震補強工事が終了して、より具体的な保育活動の実践につながる取り組みなどを検討し、設備の維持補修、おもちゃや絵本などの拡充・整備、子どもたちへの提供の仕方・見せ方、保育所からの情報をどのように保護者などに向けて提供していくかなど、具体的な取り組み内容・達成目標及び指標を含めた保育所独自の計画策定に際しては、職員全員による合議を基本とした検討・協議を進めて、保育所の将来像や建物・設備の具体的な維持管理の目標なども盛り込むなど、職員各自の保育への思いが子どもたちのさらなる楽しい保育所生活に活かされることが望まれる。また、プール周囲の環境の充実、ビオトープの整備など、具体的な計画も進められており、今後の取り組みに期待が持てる。</p>
<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b	<p>公立保育所全体の運営計画が市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて年度毎に策定されており、計画目標や施策などを反映して保育課程をもとに、年(期)・月・週の保育指導計画などが策定されている。子どもたちの養護・教育、保護者支援、人権保育、地域における子育て支援の役割など、保育所として果たすべき取り組みなどを具体的に明確にして、保育理念・方針や保育目標、保育所目標の達成に向けて日々の保育活動などを進めている。年間の保育指導計画や行事計画などの各種計画を定め、それらの計画に沿って多様な保育活動や子育て支援などが行われている。また、子どもたちの安全につながる消防計画に沿って避難訓練や危機管理訓練などが実施されている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	年度毎に全保育所共通の運営計画が市内の公立保育所所長で構成される所長連絡会・保育所運営委員会において策定され、それに基づいて各保育所の活動が実施されている。保育所運営委員会は進行管理部会・運営部会・研修部会から構成され、各保育所の保育活動・研修・安全管理などについて評価・振り返りを行い、報告書を作成して次年度に活かしている。職員会議を通じて所長連絡会などで協議された運営計画の内容などは職員全員に伝えられ、必要に応じて延長時間パート職員にも配付・周知されて共有されている。また、保育所における年・月・週の指導計画については、それぞれの対象期間毎に計画及び実践の評価・振り返りを行い、職員会議などでの話し合いを受けて次期の計画策定に活かされている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	年度初めの保護者会で年間の行事計画を配付して説明を行い、変更などがある場合にはその都度保護者に向けて配付物や掲示などで知らせている。また、日常の保育活動に関しては、所内に週案や写真を掲示して保護者に子どもたちの活動や予定を伝えたり、その日の活動内容などを保育所内に掲示して紹介することで子どもたちの様子を知ってもらっている。季節に応じた行事、障害児通所施設や子育て支援センターとの交流事業、「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業、公開保育などの取り組みも伝えて、保護者との相互理解に活かしており、満足度も高い。保育目標などと指導計画や行事内容などとのつながりも合わせて保護者に伝えていくことで、職員の保育活動への工夫や配慮などへのさらなる理解促進、共有に活かせる取り組みの検討も期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	行事終了後には保護者からのアンケート結果と合わせ、内容や進行手順などについて評価・反省を行い、今後に向けての課題などを職員間で協議・共有し、改善や見直しにつなげている。保育の質向上などを旨として職員会議、週末会議などを行い、子どもたちの状況に合わせて丁寧な対応に努め、保育の実践に活かしている。また、各保育所での懸案事項や市立保育所全体で協議すべき項目などを協議する保育所運営委員会が行われ、報告書を取りまとめて年度末には次年度への課題を提示し、さらなる保育の改善に取り組んでいる。年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画などを保育課程に基づいて作成しており、年間指導計画は年2回職員会議で評価・反省を行い共有し、月間及び週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラス内で話し合い、計画立案者が個別に評価・振り返り、次の計画策定に反映している。週末会議で週間指導計画の評価・振り返りを行い、翌週のクラス体制などを確認して計画内容が年齢や発達に応じたものになっているか、クラス間での活動の連携などを考慮して決定している。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	各保育所の運営や保育活動の状況などを確認・調査して、運営委員会で検討・協議を行い、各保育所に返すことで保育の改善・向上に向けた取り組みを進めている。年間指導計画は前期と後期に分け、クラス打ち合わせでの評価・反省を踏まえて、職員会議で検討・協議を行い次年度の計画策定に活かしている。保護者参加の行事後にはアンケート調査を行い、感想や意見などを取りまとめ、職員会議での協議を受けて問題点や課題などを整理し改善内容を検討して、その後の行事や保育活動などに活かしている。職員は園内研修や自主研修、領域別保育内容研修に参加し、テーマ毎に保育の質向上につながる取り組みを進めている。行事に関するアンケート結果は集計を行い、保護者に伝えており、必要に応じて改善策なども合わせて知らせるように努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	<p>所長・副所長・保育士・看護師・給食調理員・用務員の役割が職務分担表として整理されている。所長等の職務分担表は職員に回覧・周知され、事務室に常備されている。所長は保護者対応や保育活動全般における総責任者としての立場を明確にし、年度初めに伝え、保護者とのコミュニケーションを大切に人権保育を進め、地域社会との連携・協働を図り、職員の保育活動などを支援している。所長会・所長連絡会、保護者会役員会などの報告を行い、所内の協議に活かしている。また、副所長は所長を補佐し、保育活動のリーダーとして所長と連携しながら、各職員の指導・支援や保育活動が円滑に進むように配慮している。</p>
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	<p>市職員の実務の手引きにサービス内容が整理され、各種の義務行為・禁止事項などを明示して保育活動が円滑に進められるように配慮されている。職員研修などの機会を通じて各種法令に関する理解を深め、習得した法律や制度等の改正点などは職員会議などの場で周知・共有して、職員間での共通認識を促し保育に活かしている。また、個人情報保護など遵守すべき法令に沿って、職員に繰り返し伝えて確認を徹底している。今後は、保育所の運営に関する各種法令などを整理して、職員間での共通認識につなげる対応も進められたい。</p>
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	<p>毎月の職員会議・週案会議・朝礼・早番遅番引き継ぎなどを通して、子どもたちの情報などの記録を残して報告・連絡・相談を徹底し、保育業務を適正かつ円滑に進めている。保育指導計画の作成や活動記録の指導、保護者対応の方法など、職員間でのコミュニケーションや意思の疎通などを図り、子育てにおける地域などの現状を把握して、保育所の抱える課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整え、保育の質向上につながるよう取り組んでいる。日中の活動の様子を見ながら次の活動につなげるように進めており、臨時職員へも配慮事項などを的確に伝えるよう努めている。所長が中心となり、保育内容の「リズム」について、保護者会との共同学習の場を設け、相互の理解と協力関係の促進に活かしている。</p>
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	<p>保育所内での各種会議を通じて、保育活動に関する情報の共有などに努め、職員が働きやすい人員配置に配慮して、職域を越えて意見交換などが活発にできるように努めている。会議では資料をもとに話し合うテーマの確認を行い、これまでの反省点などは予めまとめておくことで積極的に意見が出せるよう工夫している。最終的に所長が保育所としての取り組みの方向性を決め、職員も責任を持って取り組んでいけるように意見などを尊重するように対応している。また、保護者からの要望なども参考に、効率よい保育所運営につながるよう工夫と配慮を行い、園舎内の和紙や布の装飾、夏祭りや運動会の安全対策と装飾を兼ねた資材を購入して労力と資源の削減を図り、無理のない範囲での節約に努めている。エコアクションプランを作成し、保護者との協力を活かし環境保全に取り組み、監査を受ける等の活動の振り返りも行っている。各種書式を所長会で検討し、事務作業の効率化につながる工夫も進め、職員の働きやすさなどに配慮している。</p>

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	5項目からなる市が求める職員像が明示され、人権保育推進のための「一人ひとりを大切にする保育」が取りまとめられ、保育者としての基本姿勢が提示されている。環境・関わり方・受容・ことば・名前の呼び方・人数を数える時・性の違いの考え方が整理され、保護者・家庭支援、地域、職員間、個人情報保護についての基本的な方向性が示され、職員間での共有に活かされている。人事配置については市の基準をもとに進められており、保育所内の担任などの配置は職員会議などで各自の希望を考慮し、話し合いで調整して決めており、職員間の相性なども考慮して保育所運営が円滑に進むように取り組んでいる。産休や育休の職員への復帰の確認などを通して安定した人員確保・配置に努めている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b	枠組みとして「能力」「意欲」「実績」の3つの評価項目から構成される市の人事評価制度が定められており、職員は評価シートを用いて記入を行い、評価に活かされている。副所長の面接により1次評価が実施され、さらに所長による2次評価を受けた後、市の担当部署に評価シートが提出される。職員には面談などを通じて結果などが適宜フィードバックされている。また、自己申告書を用いて希望に合わせた人事異動などの対応がなされている。「職員の給与について」の文面が整えられ、職種に応じた初任給、職務の等級に応じた職務内容などが明確にされており、職員に向けて周知されている。職員研修の資料に「期待する職員像」などが明示されており、職員間で共有されている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	週休・夏季休暇・福利休暇が職員の希望に合わせて取得できるよう、勤務シフトなどに配慮がなされており、有給休暇の取得率の向上、なるべく長期休暇を取るよう努めている。また、保育所間での異動などの希望は自己申告書で提出できるようになっており、職員面談や日常の保育活動におけるコミュニケーションなどを通じて把握されている。所内での担任などへの希望は年度初めの職員会議で把握し、保育所内のバランスなどに配慮して協議をもとに合議で決定されている。職員のストレスへの対応として、臨床心理士による相談やメンタルヘルスへの助成支援があり、心身への健康への配慮がなされている。福利厚生に関しては県の市町村職員共済組合に加入しており、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどから情報を得ることで提携施設などの利用ができるようになっている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	保育実施要領や市立保育所研修計画の中で職員育成に向けた基本的な取り組み姿勢が明記されている。保育所運営委員会の研修部会で年度毎に保育所研修計画が検討・協議されている。研修の実施状況は報告書として取りまとめられ、今後の課題とともに次年度の計画に反映されている。「能力」「意欲」「実績」の項目についての自己評価を行い、職員面談などを通じて結果が返され、職員個々の資質向上などに活かしている。また、人権保育への取り組み・考え方などの共通認識化に向けて副所長を責任者として所内研修を行い、職員間での意識付け・保育の実践などにつなげている。保育指針の5領域と食育を6つの研修会として位置づけ、各保育所から各研修会に一人ずつ参加し、保育内容の研究・研修を行っている。研修参加後は会議報告書や復命書を所長に提出し、研修会での課題を各保育所で検討したり、会議内容を職員全体にフィードバックすることで、自己研鑽・資質向上に努め、保育活動に活かしている。さらにテーマを決めて所内研修を計画し、保育の質向上や職員意識の促進などにつながる学びに取り組んでいる。新任職員には中堅職員がサポーターとしてつき、指導やアドバイスなどにあたり、研修の機会も設定されている。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	市立保育所研修計画が年度毎に策定され、それに基づき人材の育成・技能や知識の習得につながる取り組みが進められ、市の職員研修が計画的に行われている。領域別保育内容研修・外部研修・保育所内個別に参加して自己研鑽に努めている。今後は、人事評価制度で用いる「目標管理シート」などを活かして、職員一人ひとりの保育士として将来像・目標などを設定し、参加したい研修内容などを把握して個別の人材育成計画として取りまとめ、職員の育成・さらなる資質の向上などにつなげる取り組みなども期待したい。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	研修に関する案内などを職員に伝え、参加希望を募ってできるだけ希望に沿って参加ができるよう勤務シフトなどを調整して、保育業務に支障がない限り参加できるように配慮している。研修に参加した職員は受講後に復命書を所長に提出し、個々の研修成果を見直して職員会議などの場で報告することで研修内容の再確認と今後の保育活動に活かせるポイントを整理するなど、職員間での保育に関する知識や技術の習得、周知・共有につなげている。研修に関する記録も順次蓄積されており、次年度の研修計画へ反映できるようにしている。さらに、個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などにどのような成長・発達となって表れてきているのかを評価・記録して職員間で確認・共有する振り返る場の検討も期待したい。また、研修成果についての振り返りが毎年度保育所運営委員会の研修部会で行われ、次年度の研修に関する実施計画が提案されている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受け入れに関するマニュアルを整え、受け入れにあたっての留意点、手順などを明示しており、受け入れはマニュアルに沿って適切に対応している。保育所でも担当などの受け入れ体制を整えて、保育士養成校・大学・看護師・医療福祉関係の学生の実習を受け入れており、多くの実習生が来所して保育実習に携わっている。副所長を中心にオリエンテーションで個人情報の扱いを含めて説明した後、職員全体に紹介して周知し、クラス担任が保育の指導などにあたっている。実習生の受け入れに際しては麻疹接種の確認、検便の提出を義務付けており、個人情報の守秘義務に関する誓約書にサインと押印をしてもらい、受け入れる職員も含めて個人情報保護の遵守を徹底している。実習後には反省会を行い、職員と実習生の成長につなげている。また、実習生を受け入れることで子どもたちが外部の人と交流しふれあい、社会性や社交性などの成長につながり、指導や助言などの機会を通して職員自身の育成にも活かされることから、今後も受け入れなどを積極的に行っていきたいと考えている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	保育所の情報は子育てガイドブックや保育所ガイドブック、パンフレットに掲載され適宜市民に向けて配付されている。また、地域に向けては運動会や夏祭りなどの行事の開催に合わせてポスターを掲示するなど、情報の提供が適宜行われている。「保育所であそぼう」「園庭開放」のお知らせも掲示して地域の居住者に保育所での取り組みへの参加を促し、市の広報紙でも保育に関する情報が紹介されている。情報公開の請求があった際には、市の個人情報保護条例と情報公開条例に沿って的確に対応する制度も整備されている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	過去にも第三者評価を受審し、保育の質の向上・組織運営の効率化・適正化などにつなげている。保護者に向けては第三者評価結果を所内で閲覧したり、県のホームページで確認できることを伝えている。また、保護者会や年間行事計画、保育所のしおり、園だよりなどを通して保育所での活動のねらいや取り組み内容などを伝えて、理解と協力の促進に努めている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育所での運動会や夏祭り、保育所であそぼう、公開保育などの活動には地域の高齢者や居住者、保護者などとともに子どもたちも参加して在所の子どもたちとの交流を楽しんでいる。ポスターを掲示したり、お知らせで地域に向けて参加を呼びかけることで多くの方々の来所を促している。公開保育の際には近隣小学校の先生や関係機関の職員、地域居住者などの参加があり、地域の子育て情報や福祉活動へのニーズなどを把握する機会ともなっている。また、近隣小学校の学校公開などの訪問交流を行い、子どもたちが小学生とのふれあいを楽しみ、年長児の就学に向けた意識付けなどの取り組みとしても活かしている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成して保育実施要領の中で定義し、受け入れ体制を整備して対応している。個人情報の保護に関する説明・確認、注意事項などを所長がオリエンテーションで説明し、基本的な考え方・対応などを伝えている。中学生の職場体験も受け入れ、年齢が近いこともあり子どもたちにとっては兄弟と接する感覚での交流の場になっている。また、小学校の新任職員の保育所体験も受け入れている。ボランティアを受け入れることで、職員にとっても指導や助言などを通して育成や成長にもつながり、子どもたちの保育所での生活に幅を持たせる取り組みともなっている。近隣3市でインターンシップ事業にも取り組んでおり、今後も多くのボランティアの受け入れに期待が持っている。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	おさんぽマップを所内に掲示し、周辺の公園や公共施設などの場所を伝えたり、子どもたちがどこの公園に散歩に出かけているかを保護者に周知することで子どもたちとの話題の提供にもつながっている。発達支援相談センターや児童相談所、子育て支援センターなどとの連携を活かして保育への対応を進め、市役所などの配布物を保育所内に置いて保護者に配付したりもしている。保健センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、地域自治会などと連携協力して地域に根ざした保育所を目指している。地域の子育て支援施設として、市役所・発達支援相談センター・保健センター・児童相談所、嘱託の小児科医・歯科医などと必要に応じて連携が取れるようにも配慮している。地域資源などの情報は職員会議を通して周知し、必要に応じて迅速な対応が取れるように努め、保育の充実・子どもたちの健康管理・安心安全への対策に活かしている。交通安全や不審者対応の防犯指導を受けたり、発達支援専門相談員の巡回相談も受けて保育指導に活かし、就学に向けた相談員の巡回指導や講話会なども行っている。また、近隣の保育所や小学校との交流や連携にも力を入れており、子どもたちの成長につなげている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	子育て支援センター主催の「保育所であそぼう」では地域の子育て家庭の子どもたちがクラスに入って在所児と保育活動を通してふれあい、園庭開放でも地域の子どもたちが水遊びやボール遊びなどを楽しんでいる。また、年2回の公開保育では保育所の活動や様子などを理解してもらう場となっている。市内の障害児通所施設との相互交流保育も実施しており、障害児とのふれあいを通して社会性の向上に活かしている。保育所にはAEDが設置され、職員はAEDの講習会を受講して緊急時対応にも備えており、地域自治会などにAEDの設置と対応ができる職員がいることを伝えてさらなる活用につなげられたい。子育てに関する相談などに応じる電話相談窓口の場も提供している。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	行事後のアンケート、保育所であそぼうや子育て支援センターを通しての園庭開放、公開保育、障害児通所施設との交流保育などを通して、地域の子育て家庭支援につながるニーズなどの情報収集を行っている。また、保育所見学者から話を聞いたり、保護者とのコミュニケーションで地域における子育てへの意見や要望などの情報を直接収集・把握するようにも努めている。行事関係のお知らせを配布する際にも地域における情報把握を行い、保育の取り組みに活かしている。この他、市の担当課や社会福祉協議会、民生委員、自治会などから具体的な福祉ニーズの把握も進めており、所長連絡会では各保育所の所在地域での待機児童の情報などを把握して保育に関する対応につなげている。地域の子育て家庭に向けて、保育所での夏まつり、運動会などの行事への参加を促し、保育所での活動に触れてもらう取り組みを行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育実施要領を全職員に配付しており、保育実施要領は事務室にも常備して全職員がいつでも確認できるよう配慮している。また、人権保育推進のための「一人ひとりを大切にする保育」に守るべき倫理や規範などが書面として取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に活かしている。副所長が人権保育推進委員となり、所内研修で子どもの思いに寄り添った保育などについての協議を行い、職員間での共通認識と子どもへの対応の向上などを心がけている。この他、AED講習やアドレナリン自己注射薬の講習を受けるなど、子どもたちの安心と安全につながる取り組みも積極的に行っている。保育に関する子どもたちの情報などは職員全員での共有に努め、様々な気づきにつなげ、会議などを通して引き継ぎ事項などを周知して保育活動を進めている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	マニュアルや保育実施要領の中には子どもたちのプライバシー保護への配慮などが明示されており、全職員に配付して周知・共通理解を徹底している。人権保育の推進と合わせて職員としての個人情報の守秘義務についての共通認識の向上に向けて、保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなどの取り組みを行っている。また、保護者からは個人情報や写真のホームページ・園だよりへの掲載などに関して同意書を提出してもらい確認している。子どもたちの個人記録・資料（児童票など）はファイリングシステムの手引きに沿って個別ファイルで管理しており、ファイリング棚に保管して鍵は一定の場所で保管されている。就学に向けた児童要録などの小学校への提出についても保護者からの同意を得ている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	保育所の概要や活動内容などの情報は、市のホームページなどを通して情報の提供に努めている。保育園の見学者や入所希望者には内容が分かりやすい三つ折りのパンフレットを用意し、配付して丁寧に説明して対応している。公開保育の参加者には「公開保育へようこそ」の案内を提供し、所長から説明を行い、質問には丁寧な回答をしている。保育所内での保育活動の状況を写真などで紹介し、子どもたちの楽しい様子などを周知している。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入所前には説明会を行い、「保育のしおり」「入所のしおり」などの資料に沿って、概要・理念や保育目標を基本に理解しやすいよう丁寧な説明を行っている。しおりに基づき、サービス内容や入所後の変更手続きなどについても適切な説明を心がけ、保護者からの同意を書面でいただいている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	保育の継続のため、転園児の個人記録などは転園先の保育施設に送付するなどの対応をしている。また、就学時には保育児童要録などの関係書類を就学先に提出するなど、学校生活へのつながりに配慮している。卒園児には夏祭りや運動会などの折に案内を郵送し、参加者より学校生活の様子などを聞いている。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保護者の意向や要望などを把握するため、夏祭りや運動会などの保護者参加行事毎にアンケート調査を行い、結果を保護者に周知して次年度の行事内容などに反映させている。クラス懇談会や個別面談、保育参加などの機会を通じて把握した意見や要望などは職員会議を通じて共有して、保育活動の改善・工夫につなげている。また、保護者の要望などには対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などを通じて保護者に向けて伝えている。保育参加への希望を取り、随時予約をしてもらって受け入れ、保育活動の実践に触れたり子どもたちの保育所での様子などを知ってもらい、給食の試食も取り入れて保育所への理解と協力の促進に活かしている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保育所のしおりの中に「ご意見・ご要望について」の対応を明示しおり、意見の提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員を記載して周知している。また、ご意見・ご要望などを出しやすいようにご意見箱を所内に設置している。寄せられた意見や要望などに対しては、職員間で協議したり、関係機関と連携して取り組んでいく体制が構築されている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	日頃からの保護者とのコミュニケーションを心がけ、送迎時の会話や気軽に相談に応じることができる雰囲気作りにも努め、保育所では保護者と関係を大切にしている。必要に応じて保育参加などの機会には、保護者からの相談を受けるなどの対応も行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別面談、行事後のアンケート調査、日々の会話などから把握しており、懇談会などでは保護者同士でコミュニケーションが取れる機会も提供し、保育所に対して意見などを述べやすい環境づくりにも努めている。また、保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、できるものから対応を図っている。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情対応については関係機関と連携を取りながら、職員間で対応策を話し合い、できるだけ迅速に解決できるように努めている。なお、把握した意見や要望については職員会議や朝礼などで検討・協議を行い、保育所だより・クラスだよりで報告するとともに、所内にも掲示して周知を図ることで、保護者の高い満足度につながっている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>市立保育所危機対応要領が策定されており、危機管理の定義・目的・手順から危機管理体制の整備、危機の予知・予測及び未然防止に向けた取り組み、事故（災害）発生時の対応、保健・衛生管理、対応の評価と再発防止に向けた取り組みなどが取りまとめられ、職員間で周知されている。また、緊急時の対応に関するシミュレーション訓練も定期的に行い、いざという時に備えた対応が実施されている。散歩や所外行事の際の対応としては、連絡体制を整備し、チェックリストなどを活用してリスク管理に努めている。毎年ヒヤリハットに関する報告をもとに集計を行い、注意事項を記載したヒヤリハットマップを作成・掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。不審者情報などは市から情報提供され、掲示と口頭などで職員及び保護者に周知され対応に活かしており、年1回不審者対応訓練を行い、防犯灯を設置して保育所周辺の居住者にも周知している。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>散歩や外遊びから帰ったら手洗い・うがいを徹底し、子どもたちの健康に配慮した生活に努めている。感染症マニュアルに沿って職員・保護者に情報を周知し、子どもたちの安全確保に取り組んでいる。感染症の流行の時期には保健だよりで情報を提供し注意喚起に活かしており、嘔吐対策として消毒液などの準備も毎日行い、自主研修として看護師が対応キットを用いて説明し、おう吐処理の体験もしている。また、所内で感染症が発生した際には各クラスに感染症の症状や原因などの情報を掲示して保護者に周知し、予防につながる対応を進めている。月2回市内の感染症の流行情報が市から提供され、事前の対策につなげている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保育所危機対応要領には、地震・火災・台風・水害・竜巻（風害）など10項目の災害時の対応が盛り込まれ、毎月の避難訓練や消防署の指導による定期的な総合避難訓練などを行っている。AED講習や救急救命指導なども受け、子どもたちの安全に配慮している。また、ヒヤリハットに関する報告をもとに、注意事項を記載したヒヤリハットマップを掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。施設内設備・固定遊具・年齢別のチェックリストが準備され、定期的に確認を行い、子どもたちの安全確保に活かしており、副所長がリスクマネージャーとして位置づけられチェックリストの確認を検証している。保護者を含めた情報共有手段や伝言ダイヤルの訓練を実施している。遠足などの所外活動の際には、周辺の避難場所や緊急体制なども確認し、子どもたちの安全に配慮して取り組んでいる。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市立保育所保育実施要領や危機管理対応要領などがあり、ホームページで周知しており、入所時には保育のしおりや入所のしおりを配付している。園のしおりを全家庭に配付して丁寧なサービスが提供できるようにしている。延長保育については「延長時間保育について」のマニュアルがあり、早番・遅番の仕事や危機管理発生時の対応などを職員間で共有している。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	保育実施要領や保育のしおりについては各運営委員会で定期的に見直しを行っている。自園のしおりについては年度末に見直しを実施し、改善するところは差し替えを行い、内容は全職員で共有されている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入所時に家庭状況や児童の健康の記録などで子どもの様子が把握されている。保育課程をもとに年間指導計画を立案し、年齢ごとの月案・週案・日案が作成され、職員会議での毎月の話し合いが行われている。年齢間での連携や相互での協力体制などに活かされ、0・1・2歳児の個別の指導計画などにも反映されている。
Ⅲ-2-(2)-③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育計画に基づいた年間指導計画は1年に2回、前期と後期に分けて職員会議で評価・反省を行っている。月案は毎月の職員会議で、週案は週に1回、クラス代表と副所長・所長参加の「週末会議」で見直しや計画の検討を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	年齢別の指導計画・健康記録・個別記録の様式が定められており、計画に基づく評価・反省や子どもの個別の成長の様子が記録されている。毎朝、早番からの引継ぎや情報共有の場として朝礼を行い、内容をノートに記入し、朝礼での不在者全員がノートの確認を行うことで職員間での情報の共有を徹底している。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	子どもの健康の記録や個別の記録などの個人情報の書類は、今年度と昨年度のものは事務室内に保管されている。保存年数1年以上のものは2階の文書保管庫で保管し、保存年数期限の超えた書類は市の規定に沿って的確に廃棄されている。また、保育実施要領にはプライバシー・ポリシーの取り組みを定めて職員に周知している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	市立保育所の共通の保育理念や保育目標に基づき、耐震工事後の環境を熟慮して新年度初めに職員会議で子どもの育ちを協議し保育課程の見直しを行った。保育課程の項目は養護と教育の5項目・食育・家庭との連携から編成されており、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即して取りまとめられている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	保護者がベランダから保育室へ入室した場所には子どもの衣類収納の引き出しが置いてあり、衣類の補充も容易な設備環境となっている。L字に工夫した奥の保育室には入室の制限もあり、衛生に配慮した取り組みがなされている。広い保育室の一角にはいつでも遊べる傾斜台があり、周りにマットを敷いて安全に配慮し、床材は歩行初期のための転倒の可能性を考慮したクッションフロアになっている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	一人ひとりの育ちに応じた月毎の個別計画が作成され、毎月の職員会議や週末会議で保育の実践・振り返りや活動内容の協議を行っている。一人ひとりが安心して楽しい生活や遊びができるよう、コーナーに手作りの音が出る玩具や牛乳パックで作成された電車・ごっこ遊びができるままごと道具などが、子どもの目線から見えるところに配慮されて置かれている。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	保育課程に基づき、養護と教育の3歳・4歳・5歳児に応じた年間指導計画や月間指導計画が作成されている。3・4歳児室にはごっこ遊びができるコーナーがあり、4歳児室には「かるた」を置くなど年齢的な配慮がされている。5歳児室はホールも兼ねていることから、広い空間を利用してのリズム遊びや絵を描くなど、子どもが自主的に活動できるようになっている。また、絵本棚周りの着席して読める場所、ままごと遊びのコーナーなどの工夫もあり、木製の手作りのキッチンや冷蔵庫が設置されている。部屋の広さを活かして子どもたちの自主性・主体性につながるさらなる遊びの工夫・展開にも期待される。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	接続期のプログラムを作成し活用しており、市の子育て目安である「3つのめばえ」を保護者へ配付し、園内にも掲示して周知されており、小学校との連携や就学を見通した指導計画が立てられている。年長クラスが近隣小学校を訪問して、交流会や音楽会などに参加するなど、普段からの交流・ふれあいが就学への意識づけにつながっている。また、相談員（元校長）による保護者向け相談を週3回相談日として設けており、5歳児保護者向けの講話会を実施している。児童保育要録を学校へ送付し、小学校教員との意見交換を必要に応じて行っている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b	全クラスが園庭に面した保育室であり、外遊びをたくさんできる環境にある。今年度より、午睡時にはスタッキングベッドを導入し、シーツとタオルケットの洗濯を週に1回保護者に依頼して衛生的な午睡ができています。全保育室には冷暖房や空気清浄器を設置し、換気を行いながら清潔に保たれている。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b	基本的な生活習慣が身につくように個別計画を立てている。0・1・2歳児は生活がしやすいようにロッカーやタオルかけなど、個々にシールを貼り自分のものが分かるように工夫している。箸の使用は3歳児から使えるように遊びの中から無理のないように進め、歯磨きは5歳児の後半より取り入れ、興味・関心を持ちながら活動ができるよう配慮をされている。嘱託の歯科医による5歳児クラスへの歯磨き指導を行っている。また、できるだけ戸外遊びも毎日できるように環境を整えている。
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b	子どもの年齢に合わせた遊びができるように保育室内にコーナーを設け、自由に素材や用具を取り出せる時間や空間が確保されている。園庭では自由遊びの中で、異年齢の子どもとの交流が行われている。安全な戸外遊びをするために園庭の石拾いを職員が子どもたちと一緒にやり、お互いが協働して取り組む機会ともなっている。年長児は昼食の準備・絵本の整理整頓・生き物の世話などの当番活動を自主的に行っている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	b	園庭が広く、近くにも大きな公園があり、散歩など自然に触れることができる環境にある。園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実などで季節感のある素材を利用した制作活動も積極的に取り入れている。夏祭りや運動会などには近隣の居住者などをお誘いして交流の場としている。また、プール周辺環境充実を目指してビオトープの整備計画もあり、今後の取り組みに期待が持てる。
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	絵本や紙芝居の読み聞かせは年齢に応じて行っている。絵本の世界に関連した人形劇を鑑賞し、想像の世界に触れ、歌を歌ったり言葉のやり取りを楽しんだり日常生活の中で感性を育てている。保護者のもとでもたくさんの絵本に親しみやすいよう絵本の貸し出しコーナーを設け利用してもらっている。1週間に1回は全園児で年齢にあたりリズムや歌の表現に取り組む、夏祭りでは年長児が親子太鼓の実践を経験できるような機会を設けている。
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	年間指導計画は1年に2回反省・評価を行っており、月毎や週末の保育の振り返りを行い、反省や自己評価を通して次の保育実践の改善に努めている。今年度から保育所の自己評価に取り組み、全職員による共通理解をもって専門性の向上に努めている。職員の研修は個々に何を学びたいか希望を取り入れ、研修報告から保育の改善につなげるように図られている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b	入所時から、個々の家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差などから生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、子どもにあった関わりと援助を職員共通理解のもとに行っている。市で作成している「一人ひとりを大切に作る保育」を基本に、朝の受け入れを大切にしながら子どもが安心して過ごせるような関わりを心がけ、受容や言葉かけなどに配慮している。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	配慮の必要な子どもには、個別の指導計画を立案し、発達状況・課題について保護者や職員間で情報を共有し丁寧な保育を行っている。計画に基づいた振り返りも行い、発達支援専門相談員や専門機関からの保育の助言を参考にしたり、研修に参加して学んだ知識を会議などで確認したりしながら、保育に活用されている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b	長時間にわたる保育にふさわしい環境整備と具体的な保育内容について年2回、延長時間パート職員との話し合いを持ち、適切な保育内容に対応できるようにしている。夕方5時からは2歳児以下と3歳児以上のクラスに分けて保育を行い、6時からは合同保育として異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。早番遅番ノートを活用して、職員間の情報共有・連携を徹底している。延長保育時間も保育活動の一貫として捉え、延長保育マニュアルやしおりなどの検討を進め、延長保育時間の子どもたちの遊びの様子や変化なども記録する工夫を行い、職員及び保護者との意識共有なども期待したい。
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b	健康記録は半期に1度、保護者に確認記入をお願いし、既往症や予防接種・身体測定の状態について情報を共有している。登園時の視診と連絡ノートなどの確認から子どもの健康状態の把握に努め、個別対応が必要な場合は職員間の連携を図って安全の確保に努めている。普段から子どもたちの健康な身体づくりに向けて、健康状態に配慮しながら裸足で過ごすことを心がけ、訪問調査時も雨上がりの園庭にできた水たまりで裸足で遊ぶ子どもたちの姿が見られた。子どもたちが職員と協力して園庭の石や危ないものを拾うなどの取り組みが園庭遊びに対する意識の共有につながっている。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	b	食に関する豊かな経験ができるように「楽しく食べる子どもに」を目標にして年間の食育計画を作成している。計画にそって行事食の提供やクラス毎に取り組んだ菜園活動で収穫した野菜など味わい楽しんでいる。テーブルにお花を飾ったり、個人差や食欲に応じて量を加減できるように盛り付けの増減の配慮をしており、楽しい雰囲気づくりに配慮している。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b	入所説明時には、保育所で使用される食材一覧表を提示し安全な給食へとつなげている。また、乳児食から幼児食へ移行する際にも食材一覧表が活用されている。給食の献立は所長・保育課栄養士・調理員等から構成されている給食研究会で検討を行い、毎月の献立作成や調理の工夫に反映されている。毎日の喫食状況や検食簿を参考にし、調理員が食事の様子を見たりしながら子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理内容になっている。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b	年2回行われる健康診断や歯科検診結果は書面にて保護者へお知らせして、個々の健康記録へ記入を行い職員間で情報を共有している。虫歯の指摘があった家庭には受診・治療を連携を取りながら進めている。5歳児は食後の口中内衛生のため、嘱託医から講話・指導を受け毎日歯磨きを実施している。

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b	食物アレルギーのある子に対しては入所時、アレルギー対応マニュアルをもとに、生活管理指導票を医師からの指示で提出してもらい、アレルゲンの完全除去での対応を行っている。アレルギー食の提供は個別のトレイに名前やアレルギーの原因食材など記入し、誤食等の防止に努めている。慢性疾患は医師の診断書のもとに投薬など預かったり その子に応じた適切な対応を行っている。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	衛生マニュアルや食中毒マニュアルが作成され、マニュアルを基に手洗いや調理の手順を実施している。食中毒の予防に対応するための研修も受け、マニュアルは職員間で周知し職員の健康管理や身だしなみのチェックを行い定期的に見直しも行っている。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	毎月給食の献立表や離乳食献立表を保護者に配布し、給食だよりも発行している。0・1歳児の食材は家庭と連携し、家庭での食べたことがあるものを給食に使用している食材一覧シートで確認し把握した後、園で提供している。保育参加時に希望者へは給食の試食を提供し、この機会に食材の切り方・味付け・食べ方など、保育所で配慮していることを知らせている。毎日の給食に関心を持ってもらうようにサンプルを展示し、喫食量などもわかるように配慮している。また、夕方のお迎え時に保護者が展示食を見やすいよう、動線上に展示する場所を移動するなどの工夫を行った。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	送迎の挨拶や対話を大事にし、保護者とのコミュニケーションを大切にしている。個別に相談された場合は連絡ノートに記入し、情報を共有して必要に応じて相談を受けている。アレルギーの除去食の子どもは、毎月調理員・所長・担任と献立表に基づき、会議を行い確認をしている。行事後にはアンケート調査を実施して、意見を伺うようにしている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b	日常的な対話を大切にし、保護者との相互理解のために懇談会を実施している。直接保育実践の場で子どもとふれあい子どもからの反応も直接的に実感できるように保護者の保育参加の機会を設けている。園で取り組んでいる「リズム」も保護者会の共同の「学習会」の一環として年に1回実施し職員と保護者が保育の共通理解を得る場としている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	行政で作成された虐待対応マニュアルを活用し対応をしている。受け入れ時の子どもの身体的観察や保護者の様子などから不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。子どもの状況や保護者への対応は職員間で情報の共有をしており、関係機関である児童相談所や子ども若者相談センターとの連携も取れている。